

# カンボジアの労働規定について

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Mak Brathna)

## 1. はじめに

カンボジアでは雇用者と労働者間の労務問題が多いことから、近年では法令の明文化や新たなガイドライン策定もなされているが、その中には退職時の補償金代わりとして支給される勤労手当や、雇用契約の停止など、カンボジアならではの労働規約も多い。そこで本稿では、労働者を雇用する際にどのような雇用契約の締結が必要となるか、また、給与以外に支給が義務付けられる手当や、その他契約停止期間における雇用者側の義務など、最新の法令を踏まえつつ説明したい。

## 2. 有期雇用契約

従来の労働法において、有期雇用契約は最大2年の期間で認められており、契約の更新については、契約満了日前に労働者に対して事前通知をする必要があり、事前通知を行わない場合、初回契約時の雇用期間と同期間で自動的に更新されるとの規定があった。また、更新後の通算労働期間が2年を超過した場合、その契約は無期契約になると定められていた。一方で、雇用者が契約満了日前に事前に労働者へ契約更新に関する通知をすれば、初回の雇用期間とは関係なく、新たな有期雇用契約の更新が認められていた。（この場合においても通算労働期間が2年を超過した場合には、無期契約の扱いになる。）上記に関して、2019年5月17日に労働訓練省より、有期雇用契約の条件に関するガイドラインが発行された。当該ガイドラインによれば、有期雇用契約書が締結された際、有期雇用契約の契約期間と更新後の契約期間の規定は以下の通りとなっている。

- ・初回の有期雇用契約が6カ月間の場合、契約更新後の通算契約期間は最長2年6カ月
- ・初回の有期雇用契約が1年間の場合、契約更新後の通算契約期間は最長3年間
- ・初回の有期雇用契約が2年間の場合、契約更新後の通算契約期間は最長4年間

つまり、有期雇用契約の更新は複数回可能であるが、その期間は最長2年間に定められており、また、有期雇用契約の通算での最長期間は4年までと規定されている。上記の契約期間を超過する場合、雇用契約が自動的に無期雇用契約へと切り替えられる。なお、法令上は明確ではないが、実務上は当該期間に試用期間を含めているケースが多い。

## 3. 有期雇用契約における退職金

有期雇用契約を締結している場合、雇用者は労働者に対して後述の勤労手当を支給する義務は無いが、雇用者都合なのか労働者都合なのかに関わらず退職金を支給しなければならない。有期雇用契約を締結している労働者に対しては、労働協約等で退職金支給割合が定められている場合には協約の内容に従い支給を行うが、特に労働協約等で退職金支給割合が定められていない場合は、過去の有期雇用契約中の総支給額の少なくとも5%相当を退職金として支給しなければならない。

#### 4. 無期雇用契約

無期雇用契約とは、勤務開始日は記載されているものの、労働契約の満了日が記載されていない契約形態である。雇用時より契約書を作成せず、口頭で労働契約を行っている場合でも、無期雇用契約としてみなされる。

#### 5. 無期雇用契約の場合の勤労手当

勤労手当の性質は退職金の前払であり、支給対象となるのは無期雇用契約を締結している労働者である。有期雇用契約の場合は、先述の退職金が生じるため対象外となる。勤労手当は、2018年9月21日発行の労働訓練省令（Prakas No. 443）によって新たに定められ、翌2019年より縫製業・製靴業を含むすべての企業に対して、年2回分割での支給を義務付けている。

縫製・製靴業企業は、労働者に対して毎年1人あたり30日間分の給与及び手当相当額を勤労手当として支給する必要がある。縫製・製靴業以外の企業の場合は年間15日間分の支給となる。支給月は毎年6月及び12月であり、それぞれ15日間分（縫製・製靴業以外は7.5日間分）の給与相当額を支給する。2019年より以前の勤務期間に対する勤労手当についても、上記同様に支給する旨が定められたものの、雇用者側の強い反発もあり、縫製・製靴業以外に従事する労働者に対しては、支給額は15日間分から年6日間分へと減額、また支給開始時期も2021年12月へと延期する旨が、2019年3月22日付の新通知書

（Announcement No. 42/19）によって決定された。縫製・製靴業の場合は2019年以前の勤労手当は15日間分の支給となる。勤務初年度については、1～6カ月間就労している場合には切り上げて6か月勤務したとみなされるため、労働者は7.5日間または15日間分の給与相当額の勤労手当の受給が可能である。

また、勤労手当の支給時には、雇用者と労働者両者の署名もしくは拇印を押印した、双方合意の書類を作成し、保管する必要がある。

#### 6. 給与支給

2018年9月21日発行の労働訓練省令（Prakas No. 442）により、全ての企業は2019年1月より従業員への給与を、毎月2回に分けて支給するように規定された。支払方法は、第2週目に基本給与の50%、第4週目に残額の基本給与及びその他の手当等を支給する。実務上、労働者からの合意を得た上で、月1回の支給とする企業もあるが、省令には例外が記載されていないため、仮に労務査察等が入った場合には、法令違反として指摘を受ける可能性がある。

また、給与支給日は企業によって異なるため、支給日が月末ではない場合もある。以下が多くの企業で導入されている支給日である。

- ・ 支給日は当月16日及び翌月1日の2回
- ・ 支給日は当月16日～19日の間のいずれか及び翌月1日～7日の間のいずれかの2回
- ・ 支給日は当月25日及び翌月10日

## 7. 退職・解雇

無期雇用契約を締結している労働者は、2019年～2021年の間に労働者による重大な過失以外の理由で解雇、定年退職もしくは死亡した場合、過去の勤労手当の未払い総額を一括で受給することが出来る。ただし、重大な過失により解雇された場合もしくは自己都合で退社した労働者に対しては過去の勤労手当は支給されない。

### ①企業都合で労働者を解雇する場合の雇用者の義務

- ・未支給の月給の支払
- ・未消化有給休暇の買取
- ・2019年より前の勤労手当未支給額総額の支払
- ・7.5日間か15日間分の未支給勤労手当（2019年以降の勤労手当）の支払

### ②労働者の重大な過失により解雇する場合の雇用者の義務

- ・未支給の月給の支払
- ・未消化有給休暇の買取

## 8. 雇用契約の停止

労働法第95条において、雇用契約の停止について規定されている。停止が可能となるのは以下の場合である。

- ・雇用者の軍事訓練への参加により、企業が休眠する場合
- ・労働者が軍事訓練へ参加するため、欠勤する場合
- ・資格を有する医師により証明を受けた疾病による欠勤（原則最大6ヶ月まで）
- ・職業上の疾病や労働災害による欠勤
- ・妊娠もしくは出産後の疾病による欠勤
- ・雇用者と労働者間の合意に基づく欠勤
- ・就業規則に従って行われる、正当な理由に基づく労働者の一時的な解雇
- ・付帯する旅行休暇を含む有給休暇期間経過後の欠勤
- ・有罪判決前の労働者の勾留期間
- ・不可抗力によって、契約の一方当事者が義務を履行することができない場合（最大3ヶ月間）
- ・企業が経済的または物質的困難で事業を停止する場合（最大2ヶ月間）

上記事由が解消されない場合において、雇用者は法令に基づく事前の通知を行った際には、労働契約を終了させることができる。

## 9. 終わりに

以上述べたように、カンボジアでは有期雇用契約と無期雇用契約の2種の雇用形態があるが、それぞれ退職金や勤労手当の支給方法に違いがある。有期雇用の場合でも退職金の支給は義務付けられており、無期雇用の労働者への勤労手当については過去の勤務に対しても支給が必要であり、雇用者側の負担は大きくなっている。直近でも支給額や支給開始の延長が決定されているが、勤労手当の支給をめぐるストライキに発展するなど、雇用者と労働者間でも激しい議論が交わされており、企業として受ける影響も大きい為、今後の法令改正にも引き続き注目していく必要がある。

### 参考

1. <https://bit.ly/2UwZdsH> 「19年以降の勤労手当支給」
2. <https://bit.ly/2CN24pw> 「19年前の勤務手当支給期限」
3. <https://bit.ly/2J7sFQO> 「カンボジア労働法」
4. <https://bit.ly/2Us9HJS> 「月給支給規制」
5. <https://bit.ly/3bq9TAm> 「労働契約種類」

### 【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社 I-GLOCAL 内）>>

【所在地】：東京都中央区銀座1丁目18番2号 辰ビル7F

【担当者】：鎌塚 麻由子（かまづかまゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ホーチミン事務所内）>>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

【担当者】：鈴木 友紀（すずきゆき）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ハノイ事務所内）>>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower, 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

【担当者】：牛尾 俊介（うしおしゅんすけ）

<<カンボジア現地デスク（I-GLOCAL カンボジア事務所内）>>

【所在地】：13th Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blve (St.93/232), Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia

【担当者】：Mak Brathna(マク・ブラタナ)

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)までご相談ください。